平成２５年（フ）第４１６号
福岡県古賀市谷山362番地５
債務者　児島奈奈美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８５７号
北九州市小倉北区竪林町４番１―402号
債務者　谷　　寛美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３号
北九州市小倉北区京町４丁目６番18―704号
債務者　木藤　美晴
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３１号
北九州市八幡東区諏訪２丁目14番17号
債務者　尾原　英夫
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３１号
北九州市八幡西区上上津役１丁目26番37―301号
債務者　佐藤　　舞
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第１民事部

平成２５年（フ）第１５５号
北九州市小倉北区江南町８番４―210号
債務者　林田　浩子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６０号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目11番22―402号
債務者　坂口　良寛
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６１号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目11番22―402号
債務者　坂口　明美
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３０号
鹿児島県姶良市永池町24番地17
債務者　春山　真二
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
鹿児島県姶良郡湧水町米永2755番地
債務者　小倉　　勝
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
鹿児島県姶良郡湧水町米永2755番地
債務者　小倉チカ子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第９号
鹿児島県枕崎市西本町141番地２
債務者　板敷　貞明
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第８１号
宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬字新開東71番地６
債務者　浅沼　　功
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１０号
宮城県気仙沼市南郷７番地８　パル高良102
債務者　村上　光男
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第１１号
秋田県能代市字中関14番地１
債務者　畠山　美好
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２６号
茨城県日立市水木町２丁目５番26―201号
債務者　鶴川　友章
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第２９号
茨城県北茨城市磯原町木皿1232番地23
債務者　井坂　恒美
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１３号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩1523番地　ＰＯＵハウスＡ　102号
債務者　ＩＲＯＫＡＷＡ　ＡＬＥＸＡＮＤＲＥ　ＬＵＣＩＯこと　イロカワ　アレシヤンドレ　ルシオこと　色川ルシオ
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部